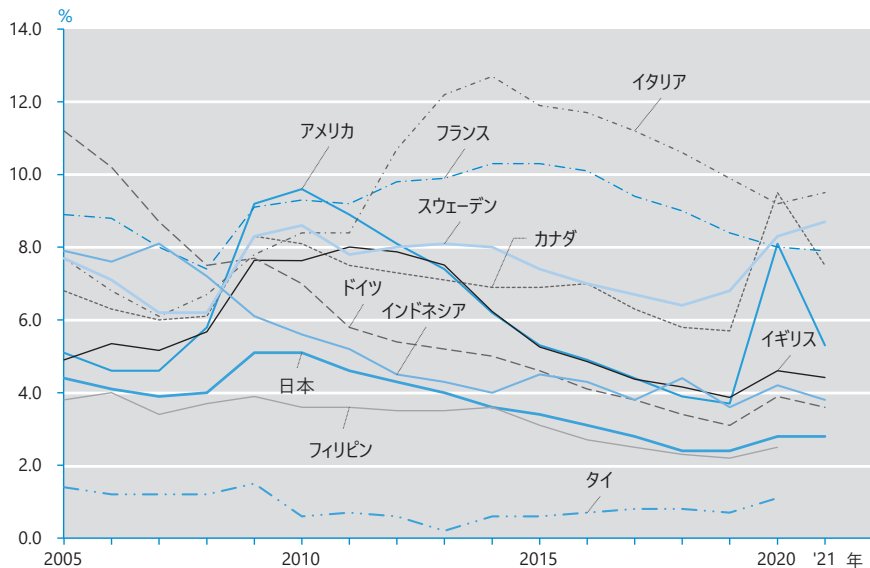


4

失業・失業保険・雇用調整

Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment

4-1 失業率



[関連表](#) p.153「第4-1表 失業率」

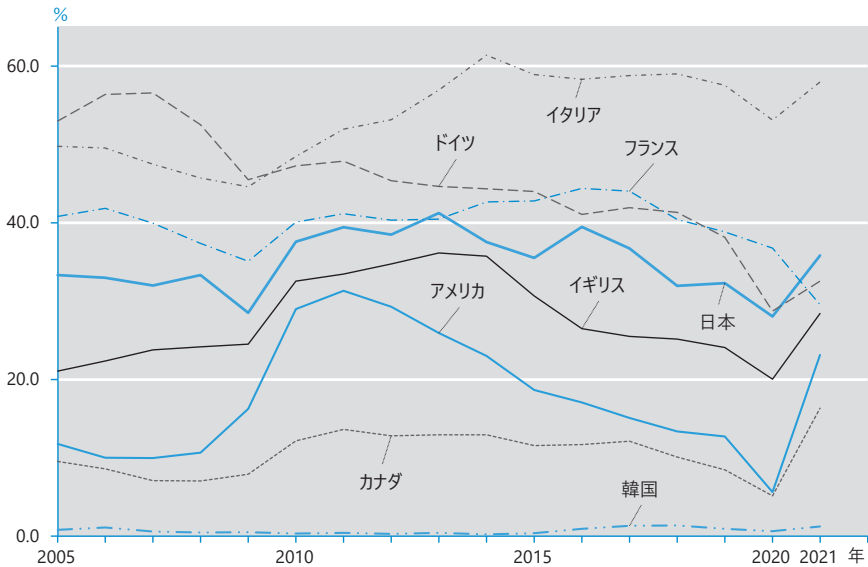
各国公表値による失業率の推移をみると、大きくは金融危機の影響によるとみられる雇用状況の悪化から、ドイツを除く欧米諸国の失業率は、2010年にかけて上昇した。さらに、欧州では債務危機が追い打ちとなったこともあり、イタリアやフランスでは相対的に失業率が高い状況が続いた。この間、タイ、フィリピン、インドネシアなどのアジア諸国では逆に失業率が低下している。

フランス、イタリアを除く先進諸国では、2010年代を通じて失業率は改善傾向にあったものの、2020年にはコロナ禍の影響により、各国で再び悪化が見られた。ただし、大半の国では、金融危機時に相当する悪化は生じていない。2021年には多くの国で失業率は前年に比べて改善している。

失業率の違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4 失業・失業保険・雇用調整

4-2 長期失業者の割合



[関連表](#) p.162 「第4-4 表 長期失業者の割合」 (失業期間：1年以上)

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、2021年について1年以上の長期失業者の割合をみると、イタリアが58.0%と半数超に達しているほか、日本が35.8%、ドイツが32.6%、フランスが29.5%、イギリス28.4%などとなっている。

背景には、コロナ禍の影響、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

第4-1表 失業率

Table 4-1: Unemployment rates

	2005年	2010	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
										%
日本	4.4	5.1	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	JPN
アメリカ 1)	5.1	9.6	5.3	4.9	4.4	3.9	3.7	8.1	5.3	USA
カナダ	6.8	8.1	6.9	7.0	6.3	5.8	5.7	9.5	7.5	CAN
イギリス 1)	4.9	7.6	5.3	4.9	4.4	4.2	3.9	4.6	4.4	UK
ドイツ	11.2	7.0	4.6	4.1	3.8	3.4	3.1	3.9	3.6	DEU
フランス	8.9	9.3	10.3	10.1	9.4	9.0	8.4	8.0	7.9	FRA
イタリア	7.7	8.4	11.9	11.7	11.2	10.6	9.9	9.2	9.5	ITA
オランダ	5.9	5.0	6.9	6.0	4.8	3.8	3.4	3.8	4.2	NLD
ベルギー	8.4	8.3	8.5	7.8	7.1	6.0	5.4	5.6	6.3	BEL
ルクセンブルク	4.5	4.4	6.7	6.3	5.5	5.6	5.6	6.8	5.2	LUX
デンマーク	4.8	7.8	6.3	6.0	5.8	5.1	5.0	5.6	5.1	DNK
スウェーデン	7.7	8.6	7.4	7.0	6.7	6.4	6.8	8.3	8.7	SWE
フィンランド	8.4	8.4	9.4	8.8	8.6	7.4	6.7	7.8	7.6	FIN
ノルウェー	4.4	3.5	4.3	4.7	4.2	3.8	3.7	4.4	4.4	NOR
ロシア 2)	7.1	7.4	5.6	5.6	5.2	4.8	4.5	5.6	4.7	RUS
ギリシャ	10.1	12.7	25.0	23.5	21.4	19.2	17.0	15.9	14.7	GRC
スペイン	9.2	19.9	22.1	19.6	17.2	15.2	14.1	15.5	14.8	ESP
ポルトガル	7.6	10.8	12.4	11.1	8.9	7.0	6.5	6.8	6.6	PRT
中国	4.2	4.1	4.1	4.0	3.9	3.8	3.6	4.2	4.0	CHN
香港	5.6	4.3	3.3	3.4	3.1	2.8	2.9	5.8	5.2	HKG
韓国	3.5	3.3	3.5	3.6	3.6	3.8	3.8	3.9	3.6	KOR
シンガポール 3)	4.1	3.1	2.8	3.0	3.1	2.9	3.1	4.1	3.5	SGP
マレーシア 4)	3.5	3.3	3.1	3.4	3.4	3.3	3.3	4.5	4.6	MYS
タイ 5)	1.4	0.6	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7	1.1	—	THA
インドネシア 6)	11.2	7.1	6.2	5.6	5.5	5.3	5.2	7.1	6.5	IDN
フィリピン	3.8	3.6	3.1	2.7	2.5	2.3	2.2	2.5	—	PHL
オーストラリア	5.0	5.2	6.0	5.7	5.6	5.3	5.2	6.5	5.1	AUS
ニュージーランド	3.8	6.6	5.4	5.2	4.7	4.3	4.1	4.6	3.8	NZL
メキシコ	3.6	5.3	4.3	3.9	3.4	3.3	3.5	4.4	4.1	MEX
ブラジル	10.6	—	8.5	11.6	12.8	12.3	11.9	13.7	13.2	BRA

出典：日本：総務省統計局（2022.3）「労働力調査（長期時系列）」

イギリス：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年1月現在

中国：国家統計局（2021.9）「中国統計年鑑2021」ほか各年版、人力資源社会保障部ウェブサイト 2022年11月現在

シンガポール：人材開発省 (<https://stats.mom.gov.sg/>) 2022年11月現在マレーシア：統計局 (<https://www.dosm.gov.my/>) 2022年11月現在インドネシア：中央統計局 (<https://www.bps.go.id/>) 2022年11月現在その他の国・地域：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年11月現在

1) 16歳以上が対象。

2) 15～72歳が対象。

3) 国籍保有者・永住権保有者が対象。

4) 15～64歳が対象。

5) 2005年は第3四半期。

6) 各年8月の数値。

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	40	230	240	190	170	170	JPN
アメリカ 1)	696	1,317	1,112	979	820	765	USA
カナダ	163	221	176	141	138	118	CAN
イギリス 1)	225	275	166	129	119	115	UK
ドイツ	94	205	191	188	156	147	DEU
フランス	131	408	327	275	249	214	FRA
イタリア	90	337	356	288	234	262	ITA
スウェーデン	82	72	59	53	42	38	SWE
香港	3	23	25	20	18	19	HKG
韓国	10	98	203	109	74	79	KOR
シンガポール	1	10	11	8	7	8	SGP
フィリピン 2)	69	355	226	115	83	56	PHL
オーストラリア	125	114	88	69	58	51	AUS
ニュージーランド	25	19	14	10	7	8	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.1	11.9	12.4	9.8	8.8	8.8	JPN
アメリカ 1)	8.1	15.3	12.9	11.4	9.5	8.9	USA
カナダ	10.7	14.5	11.6	9.3	9.1	7.8	CAN
イギリス 1)	15.2	18.5	11.2	8.7	8.0	7.7	UK
ドイツ	6.1	13.3	12.4	12.2	10.2	9.6	DEU
フランス	5.5	17.3	13.8	11.6	10.5	9.0	FRA
イタリア	3.8	14.2	15.1	12.2	9.9	11.1	ITA
スウェーデン	16.8	14.7	12.0	10.8	8.6	7.8	SWE
香港	1.5	11.6	12.6	10.0	8.8	9.7	HKG
韓国	1.0	9.4	19.6	10.5	7.2	7.6	KOR
シンガポール	1.6	11.2	13.4	9.9	8.6	9.7	SGP
フィリピン 2)	6.7	34.9	22.2	11.3	8.1	5.5	PHL
オーストラリア	17.8	16.2	12.4	9.8	8.2	7.3	AUS
ニュージーランド	23.0	17.0	12.6	8.9	6.7	7.4	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

注 1) 15～19歳欄は16～19歳が対象。

2) 2020年の数値。

第 4-2-1 表 年齢階級別失業者数・構成比（男女計）（続き）

Table 4-2-1: Unemployment by age group (all persons) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	200	200	170	170	170	1,930	JPN
アメリカ 1)	659	665	648	491	471	8,623	USA
カナダ	112	121	137	119	73	1,520	CAN
イギリス 1)	106	109	126	89	25	1,483	UK
ドイツ	111	138	159	131	15	1,536	DEU
フランス	206	201	214	118	23	2,365	FRA
イタリア	265	248	177	92	19	2,367	ITA
スウェーデン	34	34	40	28	8	489	SWE
香港	22	23	26	16	6	200	HKG
韓国	75	77	86	101	123	1,035	KOR
シンガポール	9	8	7	7	7	84	SGP
フィリピン 2)	48	32	23	7	6	1,019	PHL
オーストラリア	53	48	46	39	14	704	AUS
ニュージーランド	7	7	6	5	2	110	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	10.4	10.4	8.8	8.8	8.8	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.6	7.7	7.5	5.7	5.5	100.0	USA
カナダ	7.4	8.0	9.0	7.8	4.8	100.0	CAN
イギリス 1)	7.1	7.3	8.5	6.0	1.7	100.0	UK
ドイツ	7.2	9.0	10.4	8.5	1.0	100.0	DEU
フランス	8.7	8.5	9.0	5.0	1.0	100.0	FRA
イタリア	11.2	10.5	7.5	3.9	0.8	100.0	ITA
スウェーデン	6.8	6.9	8.3	5.7	1.6	100.0	SWE
香港	10.9	11.4	12.8	7.9	2.9	100.0	HKG
韓国	7.3	7.5	8.3	9.7	11.9	100.0	KOR
シンガポール	11.2	9.7	8.7	7.7	8.3	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.8	3.1	2.2	0.7	0.6	100.0	PHL
オーストラリア	7.5	6.8	6.5	5.5	2.0	100.0	AUS
ニュージーランド	5.9	6.5	5.3	4.7	1.9	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

出典：ILOSTAT (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2022年11月現在イギリス：OECD (<https://stats.oecd.org/>) 2023年1月現在

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者数・構成比 (男)

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	20	130	140	110	100	90	JPN
アメリカ 1)	373	739	625	542	455	397	USA
カナダ	84	129	102	79	71	62	CAN
イギリス 1)	111	171	99	62	58	53	UK
ドイツ	52	122	117	113	91	87	DEU
フランス	66	223	171	141	123	107	FRA
イタリア	56	186	195	143	114	125	ITA
スウェーデン	39	42	31	25	16	19	SWE
香港	2	14	14	12	9	11	HKG
韓国	4	45	119	60	42	45	KOR
シンガポール	0	4	6	4	3	4	SGP
フィリピン 2)	37	193	138	69	48	38	PHL
オーストラリア	71	66	51	34	27	24	AUS
ニュージーランド	13	11	8	4	4	3	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	1.7	11.2	12.1	9.5	8.6	7.8	JPN
アメリカ 1)	8.0	15.8	13.4	11.6	9.7	8.5	USA
カナダ	10.1	15.6	12.3	9.5	8.6	7.5	CAN
イギリス 1)	13.7	21.1	12.2	7.6	7.2	6.6	UK
ドイツ	5.7	13.5	13.0	12.5	10.1	9.6	DEU
フランス	5.4	18.2	14.0	11.5	10.1	8.7	FRA
イタリア	4.6	15.1	15.8	11.5	9.2	10.1	ITA
スウェーデン	15.4	17.0	12.5	10.1	6.5	7.4	SWE
香港	1.4	11.8	12.2	10.0	7.9	9.4	HKG
韓国	0.7	7.8	20.6	10.5	7.3	7.8	KOR
シンガポール	0.9	8.3	14.0	10.0	7.8	9.2	SGP
フィリピン 2)	6.3	32.5	23.2	11.5	8.1	6.3	PHL
オーストラリア	18.7	17.5	13.5	9.0	7.2	6.3	AUS
ニュージーランド	23.0	18.7	14.6	7.5	6.8	6.0	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

出典及び注は第4-2-1表 (p.145～146) に準ずる。

第 4-2-2 表 年齢階級別失業者数・構成比 (男) (続き)

Table 4-2-2: Unemployment by age group (male) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	110	110	100	110	130	1,160	JPN
アメリカ 1)	338	346	342	262	256	4,676	USA
カナダ	56	63	72	63	46	827	CAN
イギリス 1)	54	62	68	55	18	809	UK
ドイツ	64	81	89	78	9	899	DEU
フランス	98	111	109	62	13	1,225	FRA
イタリア	123	123	101	57	13	1,236	ITA
スウェーデン	16	18	24	16	4	250	SWE
香港	12	12	16	11	4	118	HKG
韓国	42	41	52	62	63	575	KOR
シンガポール	4	4	4	4	5	42	SGP
フィリピン 2)	26	17	17	6	5	594	PHL
オーストラリア	26	24	25	20	9	378	AUS
ニュージーランド	3	3	3	3	1	56	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	9.5	9.5	8.6	9.5	11.2	100.0	JPN
アメリカ 1)	7.2	7.4	7.3	5.6	5.5	100.0	USA
カナダ	6.8	7.6	8.7	7.6	5.6	100.0	CAN
イギリス 1)	6.6	7.6	8.4	6.8	2.2	100.0	UK
ドイツ	7.1	9.0	9.9	8.6	1.0	100.0	DEU
フランス	8.0	9.1	8.9	5.0	1.1	100.0	FRA
イタリア	9.9	10.0	8.2	4.6	1.1	100.0	ITA
スウェーデン	6.2	7.2	9.5	6.6	1.7	100.0	SWE
香港	10.1	10.3	13.9	9.4	3.5	100.0	HKG
韓国	7.3	7.2	9.0	10.8	10.9	100.0	KOR
シンガポール	10.4	9.5	9.0	10.1	11.0	100.0	SGP
フィリピン 2)	4.4	2.9	2.9	1.0	0.9	100.0	PHL
オーストラリア	6.9	6.5	6.7	5.4	2.3	100.0	AUS
ニュージーランド	5.5	5.9	5.9	4.4	1.8	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

1 経済・経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労生活・福祉

参考

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者数・構成比（女）

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female)

年齢階級	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	20	100	100	70	70	70	JPN
アメリカ 1)	323	578	488	437	366	368	USA
カナダ	79	92	74	63	67	56	CAN
イギリス 1)	114	104	68	67	61	62	UK
ドイツ	43	83	75	75	66	61	DEU
フランス	65	186	156	134	125	107	FRA
イタリア	34	151	161	145	120	137	ITA
スウェーデン	44	29	28	28	26	20	SWE
香港	1	9	11	8	8	8	HKG
韓国	6	53	84	49	33	33	KOR
シンガポール	1	6	5	4	4	4	SGP
フィリピン 2)	32	162	88	46	35	19	PHL
オーストラリア	55	48	37	35	31	28	AUS
ニュージーランド	12	8	6	6	4	5	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	2.6	13.0	13.0	9.1	9.1	9.1	JPN
アメリカ 1)	8.2	14.6	12.4	11.1	9.3	9.3	USA
カナダ	11.5	13.2	10.7	9.1	9.7	8.1	CAN
イギリス 1)	17.0	15.4	10.0	10.0	9.0	9.1	UK
ドイツ	6.7	13.1	11.7	11.8	10.3	9.5	DEU
フランス	5.7	16.3	13.6	11.7	11.0	9.4	FRA
イタリア	3.0	13.3	14.2	12.8	10.6	12.1	ITA
スウェーデン	18.2	12.3	11.6	11.6	10.8	8.2	SWE
香港	1.5	11.5	13.1	9.9	10.1	10.1	HKG
韓国	1.3	11.5	18.3	10.6	7.1	7.3	KOR
シンガポール	2.4	14.2	12.9	9.8	9.4	10.2	SGP
フィリピン 2)	7.4	38.1	20.8	10.9	8.1	4.4	PHL
オーストラリア	16.7	14.7	11.2	10.7	9.4	8.4	AUS
ニュージーランド	23.0	15.3	10.5	10.5	6.7	8.8	NZL
Age group	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	

出典及び注は第4-2-1表（p.145～146）に準ずる。

第 4-2-3 表 年齢階級別失業者数・構成比 (女) (続き)

Table 4-2-3: Unemployment by age group (female) (cont.)

年齢階級	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	計(15～)	
2021年							
失業者数, 千人	Unemployment, thousands						
日本	90	90	70	60	40	770	JPN
アメリカ 1)	321	319	306	228	215	3,948	USA
カナダ	55	58	65	56	27	693	CAN
イギリス 1)	52	47	58	34	8	674	UK
ドイツ	48	58	70	53	7	637	DEU
フランス	108	90	104	56	10	1,141	FRA
イタリア	142	124	77	35	5	1,131	ITA
スウェーデン	18	16	17	12	4	239	SWE
香港	10	11	9	5	2	82	HKG
韓国	33	36	34	39	61	460	KOR
シンガポール	5	4	4	2	2	42	SGP
フィリピン 2)	22	15	6	u 1	u 1	425	PHL
オーストラリア	27	23	21	18	5	327	AUS
ニュージーランド	3	4	3	3	1	54	NZL
構成比, %	% of total age group						
日本	11.7	11.7	9.1	7.8	5.2	100.0	JPN
アメリカ 1)	8.1	8.1	7.7	5.8	5.5	100.0	USA
カナダ	8.0	8.4	9.4	8.1	3.9	100.0	CAN
イギリス 1)	7.7	7.0	8.6	5.0	1.1	100.0	UK
ドイツ	7.5	9.1	11.1	8.3	1.0	100.0	DEU
フランス	9.5	7.9	9.1	4.9	0.9	100.0	FRA
イタリア	12.6	11.0	6.8	3.1	0.5	100.0	ITA
スウェーデン	7.6	6.5	6.9	4.9	1.5	100.0	SWE
香港	12.1	12.9	11.3	5.6	1.9	100.0	HKG
韓国	7.2	7.8	7.4	8.4	13.2	100.0	KOR
シンガポール	12.0	9.9	8.5	5.2	5.5	100.0	SGP
フィリピン 2)	5.2	3.4	1.3	u 0.2	u 0.2	100.0	PHL
オーストラリア	8.3	7.1	6.4	5.5	1.6	100.0	AUS
ニュージーランド	6.4	7.1	4.7	5.0	2.1	100.0	NZL
Age group	45-49	50-54	55-59	60-64	65+	Total(15+)	

u) 信頼性の低い数値。

u) Unreliable.

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-3 表 年齢階級別失業率

Table 4-3: Unemployment rates by age group

年齢階級	2020年					2021					
	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	
	%										
日本	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	4.6	3.7	2.4	2.4	2.8	JPN
アメリカ 1)	14.9	8.4	6.4	6.4	6.7	9.7	5.7	4.6	4.2	4.2	USA
カナダ	20.1	9.5	7.2	6.5	8.0	13.5	7.0	5.8	5.7	7.3	CAN
イギリス 1)	13.6	4.1	3.2	2.8	3.7	12.6	3.8	3.1	2.9	3.8	UK
ドイツ	7.3	5.0	3.6	2.9	3.2	6.9	4.3	3.3	2.6	3.0	DEU
フランス	20.2	9.7	6.5	5.4	5.8	18.9	9.0	6.2	5.3	6.3	FRA
イタリア 1)	29.4	14.1	8.2	6.6	5.0	29.7	14.1	8.4	6.9	5.5	ITA
オランダ	9.1	3.6	3.0	2.2	2.7	9.3	3.7	2.9	2.6	3.3	NLD
ベルギー	15.3	6.8	4.3	3.9	4.2	18.2	7.5	5.1	3.8	4.6	BEL
デンマーク	11.6	7.7	3.8	3.1	4.1	10.8	6.2	3.2	2.6	3.8	DNK
スウェーデン	24.0	8.6	6.4	5.2	5.8	24.8	8.7	6.7	5.4	6.8	SWE
フィンランド	20.0	7.6	5.2	4.7	7.5	16.2	7.9	5.6	5.7	7.4	FIN
ノルウェー	11.3	5.2	4.0	2.3	2.0	12.6	4.5	3.8	2.4	1.8	NOR
ロシア	17.4	6.6	4.9	4.4	3.7	16.5	5.2	3.9	3.6	3.5	RUS
オーストリア	10.5	6.2	5.1	3.8	4.0	11.0	7.1	5.6	4.8	5.2	AUT
スイス	8.6	4.9	4.7	4.2	3.9	8.8	5.4	4.6	4.4	4.7	CHE
アイルランド	15.3	6.3	3.4	2.7	1.6	14.5	5.6	4.5	3.8	2.4	IRL
ギリシャ	35.0	23.0	14.5	12.8	12.2	35.5	21.0	13.6	10.7	11.1	GRC
スペイン 1)	38.3	19.6	13.0	12.3	12.5	34.8	18.1	11.9	11.8	13.4	ESP
ポルトガル	22.6	9.2	4.9	4.7	6.0	23.4	9.2	4.4	4.4	5.2	PRT
韓国	10.5	6.1	2.9	2.5	3.3	8.5	5.6	2.5	2.3	3.3	KOR
オーストラリア	14.2	6.4	4.4	4.6	5.1	11.3	4.9	3.6	3.7	4.1	AUS
ニュージーランド	12.4	4.2	3.3	3.0	2.8	10.5	3.6	2.7	2.4	2.2	NZL
ブラジル	30.3	13.8	9.8	8.9	8.0	29.7	14.3	10.2	9.1	8.2	BRA
メキシコ	8.0	5.2	3.7	3.0	2.6	7.9	4.9	3.1	2.8	2.7	MEX
Age group	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	15-24	25-34	35-44	45-54	55-64	

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Labour Force Statistics" 2023年1月現在

注 1) 15～24歳欄は16～24歳の数値。

第 4-4 表 長期失業者の割合

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
失業期間：6か月以上1年未満	Duration: 6 to 12 months								
日本	18.0	15.0	12.5	13.6	14.2	14.3	15.3	15.5	JPN
アメリカ 1)	14.3	9.4	8.8	9.1	8.0	8.4	9.8	15.5	USA
カナダ	11.1	9.4	9.7	9.8	9.1	8.2	10.2	13.9	CAN
イギリス 1)	20.0	15.8	14.7	15.7	13.9	14.5	15.1	19.1	UK
ドイツ	16.1	15.4	14.7	15.5	14.6	14.8	18.8	16.8	DEU
フランス	20.0	19.7	18.0	17.7	18.3	18.2	20.1	16.1	FRA
イタリア	16.1	13.3	12.7	12.6	12.6	13.5	15.8	11.9	ITA
オランダ	20.9	16.3	15.5	14.9	14.2	14.3	16.6	13.9	NLD
ベルギー	17.3	14.3	14.0	15.7	13.9	14.8	17.2	15.7	BEL
デンマーク	18.5	15.7	16.4	16.1	15.4	15.0	17.3	16.0	DNK
スウェーデン 2)	17.6	14.9	15.4	15.0	15.4	15.5	14.7	19.5	SWE
フィンランド 2)	15.9	14.5	13.7	13.4	13.4	13.3	13.7	14.3	FIN
ノルウェー 2)	16.8	14.3	16.8	14.1	15.3	15.3	18.4	15.0	NOR
ロシア 3)	17.4	20.6	21.1	20.3	20.4	21.4	21.2	—	RUS
オーストリア	17.9	20.0	17.7	17.3	16.1	16.6	18.2	16.8	AUT
スイス	21.7	16.5	18.4	16.1	18.1	17.2	20.8	17.4	CHE
アイルランド	21.0	14.4	14.8	15.9	14.5	14.0	18.8	15.6	IRL
ギリシャ	17.9	10.9	11.1	10.7	10.9	13.5	14.8	15.2	GRC
スペイン 1)	21.1	14.4	14.5	14.5	14.3	15.0	18.5	16.4	ESP
ポルトガル	18.2	13.0	13.0	15.3	15.0	14.0	19.2	17.6	PRT
チェコ	22.9	18.1	18.2	20.7	20.6	17.7	20.5	25.0	CZE
ポーランド	21.0	18.5	17.9	17.5	18.3	18.0	17.8	23.3	POL
EU-27	19.4	15.5	15.0	15.1	14.9	15.4	17.9	16.3	EU-27
韓国	6.6	9.6	12.2	12.9	13.0	12.3	10.0	11.1	KOR
オーストラリア	19.8	20.3	20.1	19.7	20.0	—	—	—	AUS
ニュージーランド	19.3	19.2	19.0	19.6	18.0	18.4	18.2	21.7	NZL
メキシコ	5.1	4.0	3.9	4.0	3.5	3.6	8.1	8.0	MEX

1 経済・経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業者・保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-4 表 長期失業者の割合 (続き)

Table 4-4: Incidence of long-term unemployment among total unemployment (cont.)

	2010年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
									%
失業期間：1年以上	Duration: 1 year and over								
日本	37.6	35.5	39.5	36.7	32.0	32.3	28.0	35.8	JPN
アメリカ 1)	29.0	18.7	17.0	15.1	13.3	12.7	5.6	23.1	USA
カナダ	12.1	11.6	11.7	12.1	10.1	8.5	5.1	16.3	CAN
イギリス 1)	32.6	30.7	26.5	25.5	25.1	24.1	20.0	28.4	UK
ドイツ	47.3	44.0	41.1	41.9	41.4	38.2	28.7	32.6	DEU
フランス	40.1	42.8	44.4	44.0	40.4	38.8	36.7	29.5	FRA
イタリア	48.5	58.9	58.3	58.8	59.0	57.5	53.1	58.0	ITA
オランダ	27.6	43.6	42.7	40.7	38.0	31.4	24.0	20.3	NLD
ベルギー	48.8	51.7	51.6	48.8	48.7	43.5	41.6	42.3	BEL
デンマーク	20.2	26.9	20.7	20.9	19.4	16.9	16.9	20.3	DNK
スウェーデン 2)	17.3	17.6	16.8	16.8	14.4	12.1	11.7	19.3	SWE
フィンランド 2)	23.6	25.1	26.6	24.9	22.8	18.5	15.9	24.2	FIN
ノルウェー 2)	20.6	23.9	27.4	29.4	27.0	24.1	20.9	24.1	NOR
ロシア 3)	30.0	27.3	29.6	30.4	28.6	23.8	18.8	—	RUS
オーストリア	25.4	29.2	32.3	33.4	28.9	25.1	24.5	31.5	AUT
スイス	35.5	39.6	39.4	37.9	39.5	37.8	34.6	41.4	CHE
アイルランド	49.1	57.6	52.3	46.5	37.6	33.3	24.0	29.9	IRL
ギリシャ	44.6	73.1	72.0	72.8	70.3	70.2	66.6	62.9	GRC
スペイン 1)	36.6	51.6	48.4	44.5	41.7	37.8	32.1	41.7	ESP
ポルトガル	52.2	57.4	55.4	49.9	43.7	42.6	33.5	43.3	PRT
チェコ	43.3	48.3	43.2	36.0	31.7	30.3	22.3	28.2	CZE
ポーランド	25.5	39.3	35.0	31.0	26.9	21.6	20.0	26.6	POL
EU-27	40.4	49.8	48.3	46.6	44.7	41.9	35.7	36.2	EU-27
韓国	0.3	0.4	0.9	1.3	1.4	0.9	0.6	1.2	KOR
オーストラリア	19.2	19.8	19.3	19.9	19.4	—	—	—	AUS
ニュージーランド	8.9	13.8	14.0	15.6	13.5	12.7	8.8	11.2	NZL
メキシコ	1.9	1.7	2.0	2.0	1.6	1.7	1.4	4.8	MEX

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2022年11月現在

注 1) 調査対象は16歳以上。

2) 調査対象は15～74歳。スウェーデンは3か月以内に就業予定の者を含む。

3) 調査対象は、2016年迄15～72歳、2017年以降は15歳以上。

第4-5表 失業期間別構成比

Table 4-5: Incidence of unemployment by duration

	1か月未満	1～3か月	3～6か月	6～12か月	1年以上	
2021年						%
日本	15.0	19.3	14.4	15.5	35.8	JPN
アメリカ 1)	24.8	23.0	13.5	15.5	23.1	USA
カナダ	31.2	23.2	15.3	13.9	16.3	CAN
イギリス 1) 2)	—	37.7	14.8	19.1	28.4	UK
ドイツ	17.1	17.4	16.2	16.8	32.6	DEU
フランス	17.2	20.9	16.2	16.1	29.5	FRA
イタリア	7.7	11.0	11.4	11.9	58.0	ITA
オランダ	23.9	27.0	14.9	13.9	20.3	NLD
ベルギー	12.1	16.5	13.4	15.7	42.3	BEL
デンマーク	25.2	22.8	15.7	16.0	20.3	DNK
スウェーデン 3)	28.7	17.7	14.8	19.5	19.3	SWE
フィンランド 3)	19.7	22.6	19.1	14.3	24.2	FIN
ノルウェー 3)	19.2	24.7	17.0	15.0	24.1	NOR
ロシア 4)	9.9	26.3	23.8	21.2	18.8	RUS
オーストリア	11.1	23.3	17.3	16.8	31.5	AUT
スイス	10.4	15.8	15.0	17.4	41.4	CHE
アイルランド	20.7	19.6	14.2	15.6	29.9	IRL
ギリシャ	3.8	7.1	11.0	15.2	62.9	GRC
スペイン 1)	10.5	17.4	14.0	16.4	41.7	ESP
ポルトガル	8.4	16.9	13.8	17.6	43.3	PRT
チェコ	10.1	16.7	20.0	25.0	28.2	CZE
ポーランド	3.1	24.6	22.4	23.3	26.6	POL
EU-27	13.9	18.2	15.4	16.3	36.2	EU-27
韓国 2)	—	56.7	30.9	11.1	1.2	KOR
オーストラリア 5)	24.8	19.8	16.0	20.0	19.4	AUS
ニュージーランド	25.5	25.1	16.5	21.7	11.2	NZL
メキシコ	40.6	34.0	12.6	8.0	4.8	MEX
Duration	Less than 1 month	1 to 3	3 to 6	6 to 12	1 year and more	

出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Incidence of unemployment by duration" 2022年11月現在

注 1) 調査対象は16歳以上。

2) 1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

3) 調査対象は15～74歳。スウェーデンは3か月以内に就業予定の者を含む。

4) 2020年の数値。

5) 2018年の数値。

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-6 表 失業者の定義

Table 4-6: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、調査週を含む過去 1 か月間に求職活動や事業を始める準備をしていた者（過去の求職活動の結果を待っている者を含む）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
アメリカ	人口動態調査（CPS）：16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能（一時的な病気の場合は除く）で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者 レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
カナダ	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。調査週から 4 週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (軍人を除く)
イギリス	労働力調査：16 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2 週間以内に就業を開始する待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ドイツ	小規模国勢調査（Mikrozensus）：仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った 15 歳以上 74 歳以下の者 （登録失業者）職業安定機関の業務統計： 公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週 15 時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った 15 歳以上の法定年金受給開始年齢に達していない者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ $\frac{\text{登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フランス	労働力調査（Enquête Emploi en continu）： 15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
イタリア	労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
スウェーデン	労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中だが、2 週間以内に就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
中国	都市部登録失業者：農村戸籍を持たず、16 歳から定年退職時（男性 60 歳、女性 50 歳（幹部は 55 歳）までの年齢に属し、働くことが可能で、仕事はないが就労意欲があり、当該地域の労働保障部門に失業登録している者 都市部労働力調査：調査週において仕事がなく、仕事への従事が週 1 時間未満であって、2 週間以内に就業が可能で、過去 3 か月以内に休職活動を行った 16 歳以上の者	$\frac{\text{都市部登録失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$ (注 1) $\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

注 1) 労働力人口は都市部のみ。農民工、定年後再雇用者などは除く。

第 4-6 表 失業者の定義 (続き)

Table 4-6: Definitions of unemployed (cont.)

	失業者の定義	失業率の算出方法
韓国	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において収入のある仕事がなく、過去 4 週間に求職活動を行った者で、仕事が得られたらすぐに就業が可能となる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口 (軍人を除く)}} \times 100$
シンガポール	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査期間中に就業しておらず、2 週間以内に就業が可能であり、過去 4 週間に求職活動を行った者。就業していないが、自営業を始める準備をしていた者、調査期間後に新たな職に就く予定の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
マレーシア	労働力調査：15 歳以上 64 歳以下で、「求職活動をしている者」「求職活動をしていない者」の双方を含む。求職活動をしている者とは、調査週に就業しておらず、もっぱら求職活動をしていた者を意味する。求職活動をしていない者とは、①適当な仕事がないか、あるいは資格がないと考えて求職活動をしていない者、②一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、③求職活動の結果を待っている者、④調査週以前に求職活動をしていた者を意味する	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
タイ	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において就労が週 1 時間未満で、仕事がなく、1 週間以内に就業が可能であり、過去 30 日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
フィリピン	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業可能な状態であり、過去 7 日間に求職活動を行った者（ただし、次の理由により求職活動を行っていない者を含める；仕事がないとあきらめている、求職先の応募結果を待っている、一時的な病気や障害、悪天候、直前の就業先への再就職待機）	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
オーストラリア	労働力調査：15 歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去 4 週間に求職活動を行った者 または、既に仕事が決まり、4 週間以内に就業を始めるために待機中だが、すぐにも就業できる者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口 (軍人を除く)}} \times 100$
ニュージーランド	労働力調査：15 歳以上の者であって、働く意欲も能力もあるが職がなく、かつ調査時点から過去 4 週間に実際に求職活動を行った者、または既に仕事が決まり、4 週間以内に就業を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
ILO	一定年齢以上の者であって、特定の期間（調査期間）において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$
EU	EU 労働力調査：15 歳以上 74 歳以下の者であって、調査週において仕事がなく、2 週間以内に就業が可能で、過去 4 週間以内に求職活動を行った者又は 3 か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者	$\frac{\text{失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100$

出典：日本：総務省統計局、アメリカ：労働統計局 (BLS)、カナダ：統計局、イギリス：統計局 (ONS)、ドイツ：統計局 (Destatis)、フランス：国立統計経済研究所 (Insee)、中国：国家統計局 (NBS)、韓国：統計庁 (KOSTAT)、マレーシア：統計局 (DOSM)、タイ：統計局 (NSO)、EU：欧州統計局 (Eurostat)、その他：ILOSTAT

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参 考

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-7 表 失業保険制度

Table 4-7: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ（注 3）	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	求職者手当（JSA）
根拠法	雇用保険法（1974 年）	社会保障法（1935 年） 連邦失業税法（1939 年） 各州失業保険法	求職者法（1995 年）
被保険者	全雇用者。公務員は適用除外（被保険者数 4440 万人、2022 年 3 月末）（注 1）	州失業税を支払う事業主に雇われる者。多くの州が連邦失業税の課税対象（暦年のいずれかの四半期における賃金支払総額が 1500 ドル以上、又は 1 人以上の労働者を暦年で 20 週以上雇用する事業主）を州失業保険制度の対象事業主とする	原則として 18 歳以上。年金受給年齢未満のイギリス居住者（ただし、16 歳及び 17 歳の者については例外がある）
受給要件	基本手当： ①離職前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間があること（注 2） ②ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること ③自己都合による離職の場合には原則 3 か月間の給付制限がかかる ただし、5 年間のうち 2 回までは給付制限期間が 2 か月となる 高年齢求職者給付金： ・離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること ・上記②と同様	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者（セクハラ被害、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居など、離職に正当な理由がある場合を除く）は対象とならない 主な要件は以下のとおり ・離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること ・求職、再就職の能力、意思があること ・解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	・仕事に就いていないこと（又は週平均労働時間が 16 時間未満） ・フルタイムの教育を受けていないこと ・就労可能であり、求職活動を積極的に行っていること ・過去 2 年度の間に、①いずれか 1 年について被用者として国民保険（注 4）料を 26 週分以上納付し、②両年度について被用者として国民保険料を 50 週分納付したか、又は免除を受けたこと ・受給中の活動計画に合意し、定期的に（2 週間に 1 度等）ジョブセンター・プラスに来所してアドバイザーとの面談を行うこと
給付水準	離職前賃金の 50 ～ 80 %（低賃金ほど率が高い。60 歳以上 65 歳未満の者については 45 ～ 80 %）	州毎に異なる。全米平均給付額は週 349.78 ドル（2021 年）	16 ～ 24 歳：週 61.05 ポンド 25 歳以上：週 77.00 ポンド（2022 年）

注 1) 2017 年 1 月より、65 歳以上の者も適用対象。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本 (続き)	アメリカ (続き)	イギリス (続き)
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90 日～360 日の間で決められる 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある（注 5）	最短期間は州毎に異なり 1 週間から。最長期間は 26 週間。 失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では 13 週間、又は 20 週間を追加	最長 182 日
財源	給付総額の 2.5% を国庫負担（2017 年度からの限定措置）、残りが保険料 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の 1000 分の 13.5（2022 年 10 月から） ・労働者負担分：1000 分の 5 ・事業主負担分：1000 分の 8.5（このうち失業給付分は 1000 分の 5、雇用安定・能力開発事業分が 1000 分の 3.5）	保険料： 連邦失業税と州失業税の 2 つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3 つの州を除き、被用者負担はない 連邦失業税率は 2011 年 6 月 30 日以降、年間支払賃金額の 6.2% から 6.0% へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業税率は 5.4 ポイント減額され、0.6% となる	保険料： 賃金の 25.8% ・被用者：12.0% ・事業主：13.8% （2022 年 11 月～） 国庫負担：原則なし
管理運営機構	・中央：厚生労働省 ・地方：都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う

注 2) ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者（特定受給資格者）、期間の定めのある労働契約が更新されなかった者やその他やむを得ない理由により離職した者（特定理由離職者）については、離職前 1 年間に 6 か月以上の被保険者期間があること。

3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済危機対策として、2020 年 4 月～21 年 9 月 6 日の期間、特例・加算支給の措置を講じた。主な内容は次のとおり。連邦パンデミック失業補償 (FPUC) = 週 600 ドル (2020.8 ～週 300 ～400 ドル、2020.12 ～週 300 ドル) の加算支給、パンデミック失業支援プログラム (PUA) = ギグ・ワーカー、自営業者らを対象にした特例給付、パンデミック緊急失業補償 (PEUC) = 受給資格満了者に対する最大 53 週間（当初は最大 13 週間）の延長給付。

4) 失業者や就労困難者向けの拠出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度。

5) 高年齢求職者給付金については、被保険者期間が 1 年以上の場合 50 日分、1 年未満の場合 30 日分を一時金として支給。

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
根拠法	社会法典第 3 編 (SGB III)「雇用促進」 (Arbeitsförderung)	労働法典 L5422-1 条及び 2011 年 5 月 6 日の 労使協定
被保険者	原則として法定老齢年金の支給開始年齢未満で、 加入対象となる賃金労働者と職業訓練者	民間の賃金労働者
受給要件	基本手当： ・ 職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週 15 時間未満であること ・ 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること ・ 離職前 30 か月において通算 12 か月以上保険料を納付していること ・ 公共職業安定所に失業登録をしていること	・ 失業保険制度に一定期間加入 53 歳未満： 離職直前 24 か月間で 130 日 (910 時間) 以上 53 歳以上： 離職直前 36 か月間で 130 日 (910 時間) 以上 ・ 就労活動に必要な身体能力があること ・ 雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること ・ 求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること (注 6) ・ 原則として、年金支給開始年齢未満であること
給付水準	従前の手取賃金 (法律上の控除額を差し引いた前職の賃金) の 60% (扶養する子がいる場合は 67%)	給付額 (日額) は離職前の賃金 (月額) 及び勤務形態 (フルタイム、パートタイム等) に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる ・ 1198.95 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 75% ・ 1198.95 ～ 1313.18 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、30.42 ユーロの定額 ・ 1313.18 ～ 2221.03 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 40.4% + 12.47 ユーロ ・ 2221.03 ～ 13712 ユーロ未満： 支給額 (日額) は、離職前の賃金 (月額 ÷ 30 日) の 57% (2022 年 7 月改正)

注 6) 求職活動は、再就職活動の指針となる「個別就職計画」(PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi) にしたがって行う。

第 4-7 表 失業保険制度 (続き)

Table 4-7: Unemployment insurance schemes (cont.)

	ドイツ (続き)	フランス (続き)
給付 期間	離職前 5 年間に於ける被保険者期間と申請時の 満年齢に応じて、6 か月間から 24 か月間の給付を 受けることが可能	53 歳未満： 4 か月 (122 日) ～ 24 か月 (730 日) 53 歳以上 55 歳未満： 4 か月 (122 日) ～ 30 か月 (913 日) 55 歳以上： 4 か月 (122 日) ～ 36 か月 (1095 日) 62 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期 間不足で受給できない者は、最長 67 歳までに受 給可能となる
財源	保険料：労使折半。 原則賃金の 2.4% (2022 年 12 月まで) 2.6% (2023 年 1 月から)	保険料： 総賃金の 4.05% (2022 年) ・事業主：4.05% 国庫負担： 2019 年より被用者負担が廃止され、社会保障 目的税である一般社会拠出金 (CSG) (労働 者負担) から拠出されている。その割合は 2019 年には 37.5% だった
管理 運営 機構	連邦労働社会省が監督し、連邦雇用エージェンシー が運営。保険料徴収は疾病金庫が実施	雇用局 (Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している生 活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失業 給付 II 制度がある (p.274 第 9-8 表 公的扶助制 度・支援政策等参照)	失業給付の受給期間を満了した長期失業者など を対象とした連帯特別手当制度がある (p.276 第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等参照)

出典： 日本：厚生労働省及びハローワークウェブサイト

アメリカ：労働省ウェブサイト (<https://oui.doleta.gov/unemploy/>)

イギリス：Gov.uk ウェブサイト

ドイツ：労働社会省 (BMAS) 及び連邦雇用エージェンシー (BA) 等ウェブサイト

フランス：雇用局 (Pôle emploi)、政府公共サービス、全国商工業雇用協会 (UNEDIC) 等ウェブサイト

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-8 表 失業給付受給者数

Table 4-8: Number of persons receiving unemployment benefit

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	
千人	thousands							
日本 1)	654	436	378	375	387	476	434	JPN
アメリカ 2)	9,732	2,274	1,971	1,774	1,702	19,088	12,021	USA
UI (州)	4,487	2,237	1,948	1,755	1,684	10,093	3,191	a
初回申請者数 (州)	454	275	240	219	217	1,377	548	b
イギリス 3)	1,415	652	443	333	171	277	127	UK
抛出し制JSA ...①	234	86	68	38	24	156	49	c
所得調査制JSA ...②	1,069	522	333	274	138	97	66	d
①②とも受給	22	9	6	3	—	—	—	e
不支給	91	35	36	19	8	24	13	f
ドイツ 4)	5,855	5,156	5,101	4,850	4,638	4,901	4,665	DEU
失業給付 I	1,017	829	739	709	744	1,011	873	g
失業給付 II	4,838	4,327	4,362	4,141	3,894	3,889	3,792	h
フランス 5)								FRA
雇用復帰支援手当等	2,292	2,666	2,749	2,746	2,741	2,942	2,817	i
連帯特別手当等	442	518	478	425	388	365	339	j

a) Insured unemployment of state programs; b) Weekly initial claims; c) Jobseeker's allowance (JSA) of which contributory only; d) JSA of which income-based only; e) JSA of which contributory and income-based; f) JSA of which credits only; g) ALG I (unemployment benefits); h) ALG II (unemployment benefits II); i) Assurance chômage; j) ETAT.

出典：日本：厚生労働省（2022.10）「2021年度雇用保険事業年報」

アメリカ：政府印刷局 (<https://www.govinfo.gov/app/collection/econli>) 2022年11月現在

イギリス：雇用年金省（2022.5）*Benefit expenditure and caseload tables 2022*

ドイツ：連邦雇用エージェンシー (<https://statistik.arbeitsagentur.de>) 2022年11月現在

フランス：雇用局 (<http://www.pole-emploi.org/>) 2022年11月現在

注：国により、失業保険給付の支給要件、支給期間等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。なお、新型コロナ対応の特別スキームについては、JILPT「海外労働情報22-10 諸外国の雇用維持政策」を参照のこと。

- 1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当（短時間労働被保険者分を含む）。
- 2) 各州受給者数の年平均。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE)、退役軍人失業補償(UCX)、連邦・州延長給付（失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対し支給）、緊急失業補償(EUC)、連邦追加給付(FAC)のほか、パンデミック失業扶助(PUA)、パンデミック緊急失業補償(PEUC)が含まれる。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。
- 3) 年度平均。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。
- 4) 年平均。失業給付 I 受給者と失業給付 II 受給者の合計。内訳は上段：失業給付 I、下段：失業給付 II。
- 5) 各月末計の年平均をJILPTにおいて算出。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies

日本		
種別	雇用調整助成金制度（注 1）	再就職支援制度
設立年	1975 年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81 年に現在の雇用調整助成金となった	雇用調整助成金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある
運営主体	厚生労働省（実施は各都道府県労働局又は公共職業安定所）	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職（再就職）活動を行うことができる
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等又は出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金（再就職支援給付金コース）」がある
支給対象	事業主：雇用保険適用事業所 労働者：雇用保険被保険者	
支給要件	・最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10% 以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと（大企業の場合は 5% を超えてかつ 6 人以上、中小企業の場合は 10% を超えてかつ 4 人以上） ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくもので、所定労働日の全 1 日にわたって実施させるものであること ・教育訓練は職業知識・技能・技術の習得や向上を目的とするもので、受講日に業務に就かないこと ・過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して 1 年を超えていること	
支給額	・休業等の場合： 休業を実施した際に支給対象者に対して支払われた休業手当相当額に、大企業 2 分の 1、中小企業 3 分の 2 の助成率を乗じて得た額 ・教育訓練を実施した時の加算： 1 人 1 日当たり 1200 円を加算した額	
支給限度	・休業等を実施した場合の 1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（8355 円）を上限額とする ・教育訓練の場合の加算額は上限額に含まない ・支給限度日数はいずれも 1 年間で 100 日、3 年間で 150 日	

出典： 日本：厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」（2022 年 11 月 2 日）、厚生労働省ウェブサイト。

注 1） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い 2020 年 4 月から 2022 年 11 月までの間実施されていた特例措置後に申請する場合の内容（2022 年 11 月 30 日現在）。

1 経済経営

2 人口・労働力人口

3 就業構造

4 失業・失業保険・雇用調整

5 賃金・労働費用

6 労働時間・労働時間制度

7 労働組合・労働関係・労働災害

8 教育・職業能力開発

9 勤労者生活・福祉

参考

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度 (続き)

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

ドイツ		
種別	操業短縮労働者助成金 (Kurzarbeitergeld)	移行給付金 (Transferleistungen)
根拠法	雇用の維持に関する支援 (社会法典第 3 編第 3 章第 6 節)	雇用の維持に関する支援 (社会法典第 3 編第 3 章第 6 節)
運営主体	連邦雇用エージェンシー (BA)	連邦雇用エージェンシー (BA)
適用要件	企業が経済的な理由又はは不可避な出来事のために、一時的に労働時間を減少させ、操業短縮 (Kurzarbeit) を申し出た場合、雇用機関は、一定の前提条件を満たしている場合に、操業短縮労働者助成金を支給する	企業経営の変更等による人員調整措置の際、対象となる労働者が、できる限り失業給付を受給せずに次の雇用へ移行するための支援金。これには移行措置 (Transfermaßnahmen) と移行操業短縮手当 (Transferkurzarbeitergeld) の 2 つが含まれる
給付期間	12 か月 (連邦労働社会省の法規命令によって、延長が可能)	・移行措置：解約予告期間 (Kündigungsfrist) 内 ・移行操業短縮手当：最長 12 か月
財源	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第 3 編に記載されており、その予算は、(労使折半の) 雇用保険料、割当金 (Umlage)、連邦資金等によって賄われている	雇用維持・促進施策は、主に社会法典第 3 編に記載されており、その予算は、(労使折半の) 雇用保険料、割当金 (Umlage)、連邦資金等によって賄われている
支給内容	操業短縮労働者助成金の主要な目的は、一時的な労働停止の際に労働者の雇用の継続を可能にし、解雇を避けることである。支給額については、労働停止に伴う手取り賃金の削減額の 60% (子がいる場合には 67%) が支給される	・移行措置：支給額は移行措置費用の 50% で、支援を受ける労働者につき 2500 ユーロを上限とする ・移行操業短縮手当：人員整理の結果として労働時間が減少した場合、賃金減少分を補償するための助成金が支給される。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる
備考	なお、操業短縮労働者助成金には上記のほか、「季節的操業短縮労働者助成金」もある。建設業の分野では、冬季は、労働停止になることが多くなる。季節的操業短縮労働者助成金は、これらの労働停止により失われる賃金を補償するものである。支給額については、操業短縮労働者助成金の額に準ずる。 また、コロナ禍に伴う特例措置により、支給要件の緩和、支給期間の延長、手当補填率の増額等がなされた (コロナ禍を理由とする特例は 2022 年 6 月末まで。ウクライナ戦争を理由とする特例は一部継続)	

出典：ドイツ：政府サイト、連邦雇用エージェンシー、厚生労働省「2021 年海外情勢報告」。

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度 (続き)

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

フランス	
種別	部分的就業（部分的失業）制度（注 2）
根拠法	労働法典（L5122-1 条、R5122-1 条、D5122-51 条、D6321-5 条）
適用要件	・ 不景気（受注の減少など） ・ 原材料又はエネルギー調達での問題 ・ 災害（又は悪天候）又はその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止又は縮小に陥った場合 ・ 企業の業態変化、再編又は近代化 ・ その他例外的な状況（例えば、新型コロナウイルス感染拡大）
支給額	・ 各従業員が受け取る手取り賃金は少なくとも 8.76 ユーロ（上限：29.89 ユーロ） ・ 雇用主が従業員に対して総額賃金の 60%を支給し、雇用主が支払った賃金の 60%分が国および失業保険から支給される（上限：17.98 ユーロ）（注 3）（2022 年 8 月改正）
給付期間	最大 6 週間
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間（又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間）と、実際に働いた時間数の差 ・ 非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る ・ 部分的就業の場合、法定の週 35 時間を超える就業（残業）がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる ・ 年間割当量は、2021 年 12 月 31 日まで、従業員 1 人当たり 1607 時間に制限される。週 35 時間に基づき計画した場合、最大 28 時間の補償となる ・ 会社の建物や施設の改造の場合は、100 時間に制限される
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される ・ 部分的失業が、集団的労働紛争による場合 ・ 経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・ 合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・ 労働期間が年間の時間数又は日数で一括して定められている場合（企業が完全に閉鎖する場合を除く） ・ 事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が 6 週間を超える場合

フランス：政府公共サービスウェブサイト。

注 2) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業（Chômage partiel）」を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業（Activite professionnelle）」の促進と表現する。

3) 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG（一般社会拠出金）と CRDS（社会保障債務返済拠出金）の対象となる。

4 失業・失業保険・雇用調整

第 4-9 表 雇用調整助成金・再就職支援制度 (続き)

Table 4-9: Reemployment support programmes, employment adjustment subsidies (cont.)

韓国		アメリカ	
種別	雇用維持支援金制度	操業短縮補償制度 (注 4)	再就職支援
根拠法	雇用保険法	1982 年課税の公平性及び財政責任法	労働力革新・機会法 (2014) により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用される。
適用要件	景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が、労働者に対し、休業、休職、無給休業・求職などを実施し、雇用維持のための措置を講ずる場合	経済活動の停滞により仕事量の減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員に対して、失った賃金の補償として失業保険の一部を給付	地方におかれた労働力投資委員会にプログラム実施を委任。委員会は雇用主、コミュニティ組織、教育訓練機関、労働組合等の代表者を委員としている。委員総数の 51% は雇用主でなければならない
支給額	有給休業：事業主が支給した休業手当の 2/3 (大規模企業の場合 1/2 または 2/3) を支給 有給休職：事業主が支給した休職手当の 2/3 (大規模企業の場合 1/2 または 2/3) を支給 有給休業・休職の場合、特別雇用支援業種、雇用危機地域は 9/10 (大規模企業は 2/3 または 3/4) 無給休業・休職：労働者の平均賃金の 50% の範囲内で審査委員会が決定した金額を支給	州により異なる	連邦労働省からの予算配分は各州の人口構成や失業率等を勘案して行われる。その予算の使い道は労働力投資委員会によって検討され、職業訓練を実施する非営利組織若しくは民間企業に委託される
支援期間	有給休業・休職については合わせて年間 180 日以内 (無給休業・休職は最大 180 日)	州により異なる	
適用除外	主な適用除外は以下のとおり ・勤労基準法第 26 条の規定により、解雇が予告された場合及び経営上の理由により事業主の勧告により退職が予定される者 ・雇用維持措置の期間中、新規採用したり、3 年以上連続して雇用維持措置を実施したりする場合 ・季節的な要因等経営上の構造的問題の結果生じた売上高、生産量等の減少を理由とする雇用維持措置は景気変動による経営事情の悪化によるものとは言えず、支援対象とはしない	州により異なる	

出典：韓国：脇田滋 (2011) 「韓国における雇用安全網関連の法令・資料 (1) 雇用保険法・雇用保険制度」、「龍谷法学 (44 巻 1 号)」、雇用労働部ウェブサイト、アメリカ：労働省 (DOL)。

注 4) 制度導入の有無は、州の判断による。2022 年 3 月現在、26 の州とコロンビア特別区が制度を実施している。なお、米国ではコロナ禍で本制度とは別の支援スキームとして、雇用維持目的の資金を中小企業等の事業主に事実上提供する緊急融資制度「給与保護プログラム (Paycheck Protection Program, PPP)」を設けた (期間：2020 年 4 月 3 日～21 年 5 月 31 日)。